

十七万五千七百六十円、これが歳入で申しあげました三十七万五千円ばかりをいれ、四十年度の不足額、すなわち赤字の合計であるというところでござります。ですからその赤字を次年度の収入をもぎ充て下りてござります。ここに歳出として四千三百六十七万五千七百六十円が計上されておられます。歳出の合計が六億五千五百九十二万三千五百三十四円、不足額が二千三百五十九万五千四百六十六円、かなり多くの不足額が出ておりますが横田基成周辺排水路の関係におきまして途中で設計変更等がござりますして補助金が減り、またしかも實際の工事の関係も減りました。これが約五百万円ほど減にしております。下関係あり事業がやむを得ず大いに減っておりますものでござります。それから一部事務組合におきまして排水路関係、あるいは組合関係等におきまして三月に一部事務組合で決算をいたしまして實際にかつて費用を負担するということとで最初配分されております。下負担金が相当減っておりますということもありました。そのものやうな関係の歳出の減にしております。予算が非常に残ったというものもあるわけがござります。一般的には特に事務的のものについては極力

節約にいたしました。その節約により歳出が予算に比較して少なくてすんだという点、従いまして予算の執行残が相当額残ったというふうな関係がござります。三年の再建計画を二年に変更して赤字を解消いたしました。従いまして相当の額をもちまして繰越金ができたという関係につきましては程から申しあげましたように歳入におきましては賦税が九百七十万円ほど予算よりも多く入ってきたという関係、これは調定額というものが最初の場合と途中で少しふえたものについて加えます。それから調定額がふえてきたという関係があります。また調税組合の方々や税務関係職員の方々に力をつけて非常に徴収率が良くなったという結果が予算に比較いたしました。増収にわたったという点が言えると思います。それから地方自治税とあるいは東京都の振興交付金等の関係につきましては年度末に存りまして、三月にわたるから決定にわたったわけがござります。それから以前にかなり市長が足を運びまして陳情に二回つとめたという結果が意外に多く交付金が増えたといえるものと思います。やうな関係がありまして歳入におきまして実質的には三千四百

万月も歳入がふ之下レリウニレマゴザリマス。 せれから歳出に
おきましては個々に検討をいたし下しと途中で予算の補正をや
らなければならなかつたものもあつたと思ひ下すが、とにかく經費
の節減につくめは結果三千三百五十万月も執行残があつたという関
係でござります。 けつてよく歳入歳出差引き下すと三千十一万七千
九百九月が四十二年度への繰越金として残つたわけでございます。
以上大変雑っぽくは説明でおわかりにくい点が多々あろうかと
思ひ下すが、複雑にはなつてゐる関係につけてはできるだけ資料を
添へいたし下し下のぐ参考に願ふればなかり下と存じます。
以上一般会計歳入歳出決算書の説明を終らせていた下さ下
す。

議長(田村匡雄君) 引き續けて監査委員より監査結果につきて報
告を願ひ下す。

(九番 大野行夫君登壇)

九番(大野行夫君) 下下り手の昭和四十二年度一般会計決算を審査
いたし下し下のぐその結果を報告いたし下す。

(昭和四十二年度福生町一般会計歳入歳出決算審査意見書
附説) 省略

付け加へ下して財政再建計画が完了し、自治体として独立した
以下にときに再建計画当時はおらゆる面で国庫、補助金等
の援助があり下したが独立した後、今以上の補助金、国庫
補助金等の援助が得られるよう理事者は今までの以上の努力を
こめ下してこの出発を機に新しい財源に奮闘されることを望
み下して決算の監査報告といたし下す。

議長(田村匡雄君) 二れより質疑を行ひ下す。

三番(大石秀佐君) 自席よりお許しをいた下さ下して質問いたした
いと思ひ下す。 本四十二年度の決算は少なうとも財政法が過去

二年における財政法明けという歴史的な一頁を飾らんとする決
算、議会でも思ふのであります。 この意味におき下してこの審
査にあたり私は下で総括的な見地から財政法運用という非
常にアブノーマルな状態におき下して財政が運営されたわけを
ござります下が、従つて当初予算を組む時に下下り下して、あ

るいは補正予算を組む時におきまして常に確實な歳入を把握し確實なる歳出を見込んで予算を今まで計上されてきたものと思うのでござります。しかるにこの決算結果をみますと赤字の解消はむしろん不用頼その他におきまして約三千百万円の黒字ができており、昨日の赤字国体が明日は黒字国体として発表せんとするこの時点におきまして私は局長に根本的見解を承りたいと思うのであります。それは私が本年の三月十日の才国定例議会におきまして四上年度決算の見込み、あるいは赤字の解消とリンクにつけて局長に二箇箇申しあげた記憶があるのでござります。下しおその場で回答が得られずして才二日目の三月二十四日には長は特別交付金二千四百百万円余、振興交付金一千七百百万円余、税収その他赤字はほとんど解消できる下ろうという答弁を得ておるわけでもござります。しかしながら現実のこの事態をみますと赤字解消どころか三千百万円の黒字を生じておるといふことでござります。今の収入役の説明におきまして大体の様子ばかりでござります。私のお聞きしたにリンクは過年度の収入が繰入れられて



おるのかどうか、その時期はいつ頃、どの位の金が入ってきておるのか、また財源は法の才二日目の条に会計年度の独立の原則といふことが基本として下すわけであるわけでもござります。各会計年度におきける年度の歳入をもその歳出にあてるといふことは財源自治体の財政を組むうえの必須条件でござります。かゝる赤字国体であるといふ事態におきまして私の今までの審議過程からいいますと非常にやりが悪い状態に財政が運営されてきた、しかも財政の把握というものにつきまして確實に入る見込みがなければ今まで補正を組まなければならない、計画変更というものをやらなければならないが、そういう点におきましてわれわれが歳入歳出決算書といふものをあつかひしてその過程においてこういう説明がなされていなければならないのかといふことをお伺いしたいと思うのでござります。財源自治体が赤字であるといふこともむしろ責められるべき下と思ひます。黒字もまた決して好められるものではないと思うのであります。そればかりでなく申しますと例えは建設事業にいたしても一年か二年か月の建設事業は材料費の値上げ、人件費その他の値上げに

ちう一年後にやつた事業が一体どの位かかるかというのを考へま
と来してこの不用額を生じて再建計画をやるときにこのもけこみで
すが、このう建設事業のもとにあり、このうのことがもしあったと
ればそれ例えいくらでも所の単独事業に投入していただければ
はかり以上に、この金を残した以上は利益があつたのまははかりとい
うことを私は考へたいと思ひます。その点につて所長の見解を伺
たいと思ひます。赤字の解消額は三千四百五十七万六千円、また
あとで審議される特別会計その他をみますと純黒字を自される
ものが一億にふんふんとしてあるわけでございます。これが一般会
計におきまして国庫補助金約三億近いものがあり、それです
と自主财源は四億と二億とあつてその時点におき、赤字返済
四千円、黒字三千円計七千円という額はあつたにも莫大の額で
あるやうに私は考へるわけでございます。理事者が意識的にこれ
を不用額として残されたというならば、今後所長の見解を伺
ふことは考へてあるかと思ひますが、諦めてみたら
このうなつたといわれるのか、あるいは意識的に三千円月の黒字は

出るというところが予想されてやるときにこのまはかりというこ
明確なる答弁を賜りたいと思ひますが、これは便そしまだ
からいいというものでなくして私は財政法が然る、今後福生は
発展する時点における一つの飛躍台として大きな意味をもつて
あると思ひますが、先程も監査委員の報告にもあり
ましたやうに昨年の赤字団体、明日の黒字団体となつた場合
はたして補助金の確保という点におき、従来のやうな額が確保
できるかどうかわからういふ点の所長の決意と申します見解を伺
いたいと思ひます。ただいま申しあげましたやうにこの歳入に
おける黒字、予算よりもふえた歳入は約二千四百万円、不用
額として計上されたのが二千三百万円、特に私は歳入における二
千四百万円というものが過年度に入るときに収入をもつてその
に補正する暇がなかつたのかというところをお聞きしたいと思ひま
す。あるいは年度中にそのものが入るときにこのまじりの点を
伺いたいと思ひます。いめゆる然否的所長の今後、これに
対する歳入歳出の根本的の見解をお聞きしたいとにも、この財政

のち予する原因、予下議会に報告できなかつたのかどうか、
やういふ点につき予して所長の見解をまずお伺いしたいと思ひます。

(所長 石川常太郎君登壇)

。所長(石川常太郎君) お答之申しあげます。一般会計の決算書

の二頁を二覽したときたいと思ひます。一番右の差引残額で
ござりまするが四十一年度におきましては四、四％でござりまする。

一番左昭和三十一年度が八、二％とござりまする。本年度は三十

二年度の半分の残でござりまする。三十三年度は六、七％、三十四年

度、五、一％、三十五年度が四、四％、三十六年度五、五％

三十七年度が二、七％、三十八、三十九、四十年は赤字でござりまする

のでござりまする。四十一年が四、四％以上でござりまするして總体的

にみましてはやはり例年よりもむしろ少ないわけでござりまする。

つぎに過年度に歳入が決つたのみというご質問でござりまするが、過

年度に確定したしめたのは税込だけでござりまするして他は年度内

に決りおりまする。決りはおりまするが最も多い特別交付金が

決りましてたのが三月二日、振興交付金が三月二十七日でござい

ます。三月二日でござりまする計画変更をいたしましたして補正予算

を組む暇がなかつたわけでござりまする。なお税金その他すべて歳

入につきましては既断法の原則をいまして、既断法の発足時の

数字を用いるのが普通でござりまするが、特にお願いいたしまして

この数字をふやしてもらつたわけでござりまする。他の例を参りま

してはほど繰越は多くするでござりまするが特にお願いいたしまして

現在までいろいろ歳入を累計に見積るおるわけでござりまする。

従いまして先程監査委員から報告がありましてあり、私は果

字がふたというところは所の将来にたりまして誠に喜ぶべきことだと思

ひます。なお繰越というものが事業をやらないで残つた分はこれ

は私が悪いのでござりまするが、ご議決をいたしまして予算書

に添ひましてほとんど事業は完遂しておるわけでござりまする。

またこのおうふことは原則としてはだめなわけなりのでござりまするが

既断法下でござりまするが特別の年でござりまする。

予算は使うのが当然ですが、下にしお願いがござりまするが、

例えは総務費等におきましては予算が残りましても職員一同

が候補として残したわけでございます。そのやうなところは下に取
員に好しておほめいただきたいと思うのであります。甚だ簡単
でございますが、お答をいたします。要は本年の果字という
ものは、私はこれでよろしいと思ひます。平常時におきましては
歳出というものは消化するのが当然だと思ひます。下下した
いま申しあげましたやうに款項におきまして、候補として残すべき
ものは候補として残すべきものだとおほいに考へております。
ほか来年度の補助金あるいは起債等につきましては極力努力
いたします。下下したのところが、ほんとにも申しあげられませんか
いにも努力はおしよすまいわけでございます。その点につきましては
議員各位にも絶大なるご協力をお願い申しあげざるを得ない
です。簡単でございますが、お答を申し上げます。
・三上番（大塚秀伍君） 本決算における所長の決意のほどは了解できま
わけでございます。手元再建計画変更による赤字解消が、四年
計画を四年に二年に短縮し、しかも二年でもその完済できたいと
いうことでございます。この裏には、おろん取員の皆さんの節約等による

残ということも多くあるうことも、私は否定するものではござい
せん。おろん取法を受けているが、既に国にあるいは都の補助金と
いうものも特別に見られておつたということも否定できまいと思ひま
す。やはり福生町の自己財源としてのあり方が、この二年間に短縮
したという大きな原動力であつたろうと思ひます。やういう
観点から、私は今後に配されるのは、いわけゆる国の補助事業としての
学校の防音工事その他がほとんど完成してくるわけでございます
が、やうしますと来年度以降の予算規模というものが、おほい縮
小されてくるやうに考へられるわけでございます。やういう時点にお
きまして赤字の返済、あるいは果字の決算というものが、今後やう
いうものに補助金の獲得その他において悪影響がはいかどうか、下
下したわけでございますが、所長はその心配は、おほいとおしやられて
あるやうでございますが、私も是非やうにやういたしたう
と思ひます。この剰余金は普通の繰越金
として、四十三年度に繰越すお考でございぬ、これには条件を付
けたりして繰越されるものか、どうかお願ひいたします。

議長（石川常太郎君） 以下に示す予定でござります。と本年度の一般
会計の補正予算を十月の定例会にお願いたしと思っております
主として事業に充てたいと思っておりますが（初国保会計と名画整理会
計に繰出すようにしようかと思っております、以上各分より下
します。

議長（田村匡雄君） ニニで暫時休憩いたします。

午前十一時三十五分休憩

午後一時三十五分開議

議長（田村匡雄君） 休憩前に引き続き質疑を続行いたします。
三番（下沼秀徳君） この決算書が会計所鎖期以後短期間にこれ
だけの資料を仮らいた理事者の方に職員に好まして私に
おす取意を致します。本来ならば年末の十月あるいは十月
の議会におき認定するべきものが今日の臨時会にこれが提出さ
れましてこればかりゆゆる取財法を一日も早く脱却しようという熱意を
の表わぬであることを私は感謝申しあげらるゆけでござります。
先程からいろいろ指摘申しあげましたがこの短期間に完成



いたしまして決算書も内容を見ますと三千万円の一般会計の果字
が出てあるゆけでござりますして、過去二年間における取財法下の集
計に於けるいろいろの施設に好するやうなものに十分還元して
もらうやうな先程の全協でもい増議員から要望があつたやうでござ
います。私もこれを認定する前提におきまして今後財政にこういう
今までのものを取財法とするやうにゆゆる三千万円を十分に生かして
今後財政に反映してもらうべき強く要望申しあげることであござ
ります。（拍手）

議長（田村匡雄君） ニにで質疑を終結いたします。

おわかりいたします。議案第四十八号は原案どおり認定する
ことに二重議ありせんか、

（二重議なしと呼ぶ者あり）

議長（田村匡雄君） 二重議なしと認めます。よろ議案を早く号
は原案どおり認定するに決定いたしました。

議長（田村匡雄君） 日程より議案第四十九号昭和四十二年度福生町
国保健康保険特別会計歳入歳出決算認定につき議題に依

あり三月十日を繰入れしております。繰越金として三十三万
二千三百三十二円、これは四十年度から繰越した金額でございます。
つきに諸収入で十一万四千七百七十九円、これは交通事業等が一時才三君か
ら細入金として受取っておりますものがここに計上されております。
先程前正をいたしまして五万四千円につきましては西蔵野医院が
年度中の請求額に相当しがありまして、この五万四千円は別に返す
べき下という決定がありまして取り上げなければならぬ金額です
がいろいろ事情がありましてまだ収入に回っておりません。歳入の合
計が六千六百九十一万三千三百三十九円でございます。読まして歳
出に引いてあげます。総務費の合計が四百九十二万三千七百三
十四円、この内訳をしましては総務管理費と徴収費にわけられてお
りまして、総務管理費三百七十一万三千四百九十四円は一般の人事費
事務費あるいは運営委員会費用が入っております。徴収費につ
きましては保険料の徴収費、徴収奨励費として婦人会に支払う
ております。つきに保険給付費で総額が六千三百一十一万五千七百五
十一円、療養諸費、財産費、葬祭費の三つに分けておりますが

療養諸費というのがは医者に支払う七割に相当する金額をこの合計
から医療保険に払うわけでございますが合計で六千三百三十九万
二千七百五十一円でございます。つきに公債費でございますが、これも
支払はございません。経理の方法をしまして金の送り受けを
した場合に国保だけ単独で借りますというのとほしほし各会計の関係
をやりくりと申しします。運営をしている関係で国保としては借入れが
はかたわけでございます。つぎの諸支出金につきましては償還
金おなじで還付金で二万五千四百三十九円、これは保険料を二回い
たしまして下がいろいろ関係あり還付しなければならぬ場合が
ござるわけでございます。その過剰保険料の還付金であります。
予備費の支払はございませんので、歳出総額におきまして六千六百
九十一万四千三百三十九円とあります。歳入から差引きますと
六千六百七十四万三千二百三十二円という金額が残るわけでございます。
これだけを見ますと誠に合理的な経理をやっておりますようにみえるわけ
でございますが、ここに實際のところを申しあげてみますと、三月分の医
療費を五月に払うわけでございますがこれが相当の低い金額に

